

那覇市公報

号外第 6 4 3 号

毎月 2 回 1, 15 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例

○那覇市環境基本条例（環境政策課）	1071
○那覇市ぶんかテンプス館条例（商工振興課）	1078
○那覇市下水道事業基金条例（都市施設管理センター）	1090
○那覇市手数料条例の一部を改正する条例（市民課）	1091
○所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（財政課）	1092
○那覇市公園条例の一部を改正する条例（都市施設管理センター）	1102
○那覇市火災予防条例の一部を改正する条例（消防本部予防課）	1104
○那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	1106
○那覇市特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	1108
○那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（人事課）	1110
○那覇市職員定数条例の一部を改正する条例（行政経営室）	1112
○那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例（国民健康保険課）	1113
○那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	1114
○地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 41 条の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（人事課）	1115
○国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 6 条及び第 33 条の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（教育委員会総務課）	1116

◇規 則

○那覇市環境審議会規則（環境政策課）	1118
○那覇市ぶんかテンプス館条例施行規則（商工振興課）	1121
○所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（財政課）	1129
○那覇市公園条例施行規則の一部を改正する規則（都市施設管理センター）	1134
○那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）	1137
○那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	1138
○国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 6 条の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（人事課）	1139

○那覇市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則 (環境保全課)	1141
○那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課)	1143
○那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 (国民健康保険課) ·	1144

条 例

那覇市条例第 4 号

平成16年 3 月29日

那覇市環境基本条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策等（第7条—第9条）

第3章 環境の保全と創造の手法（第10条—第17条）

第4章 地球環境の保全と創造（第18条・第19条）

第5章 環境審議会（第20条—第22条）

第6章 雑則（第23条）

付則

私たちの住む那覇市は、さまざまな歴史の節目を経ながら、亜熱帯気候に独自の文化を形成した琉球諸島の中心地として、自然と人々が美しく調和したまちを築いていた。

そのまちは、最大の環境破壊行為である戦争（第2次世界大戦）によってそのほとんどが焼き尽くされてしまったが、市民のたゆまぬ努力により困難を乗り越えて新しいまちづくりを進め、ますます発展してきた。

しかし、それは、狭い土地に都市化を進め、人口が集中するまちを形成することであった。また、市民の生活水準の向上や事業活動の拡大は、資源やエネルギーを大量に消費し、ごみを大量に排出し、急激な開発行為を進めることになった。このため、まちから緑が少なくなり、ごみの処理や川、海等の水質を回復させるために大きな努力が求められている。

さらに、私たち一人一人の生活とそれに伴う活動が環境に影響を与え、地域にとどまらず、地球温暖化、オゾン層の破壊、森林資源の減少、酸性雨等の地球環境問題を引き起こし、生き物が生きるためになくてはならない地球そのものの存続までも脅かすに至っている。

そこで、私たちは、先人から受け継いだ美しく豊かな地球は、将来の市民に引き継いでいくべき預り物であることを認識し、市民、事業者、民間団体及び市が協働して、自然と調和のとれた住みよい那覇のまちの保全と創造に努め、市民の生活及び地球の環境が将来にわたって持続していけるような循環型社会を築くために行動

したいと思う。

ここに、これらを実現するために、本市の環境に関する条例や施策の基本となる那覇市環境基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全と創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民等（市民の組織する団体及び市に滞在する者等を含む。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に進め、もって現在と将来の市民が健康で文化的な生活を営み、自然と調和できるようにすることを目的とする。

(基本理念)

第2条 市民は、安全で健康な生活を営み、良好な環境の中で生きる権利を有する。

2 人間以外の生き物も命あるものとして配慮され、多様な生態系が育まなければならない。

3 環境の保全と創造に努め、将来の市民へ健全で恵み豊かな地球を引き継ぐことは、すべての者の義務である。

(基本原則)

第3条 環境の保全と創造のための施策は、市民等の参画により、予防的視点に立って、環境を優先する観点で行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念のもとに、基本原則にのっとり、環境の保全と創造に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、施策の実施に当たって、各部門がお互いに緊密に連携して調整を行い、環境基本計画との整合性を図らなければならない。

3 市は、自ら先頭に立って環境への負荷を少なくするように努め、環境の保全と創造に役立つ事業を実施して、その結果を公開しなければならない。

4 市は、事業者及び市民等から環境の保全と創造に関して提案、意見、要望、苦情等を受けた場合、速やかに事実関係を調査し、回答するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、公害の発生を予防して市民の生活環境と自然環境に負荷を与えないように努め、公害が発生した場合は、自らの責任において必要な措置を講じ

なければならない。

2 事業者は、次に掲げる原則に従って物の製造、加工、販売その他の事業活動を行わなければならない。

(1) 事業者が生産した製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによって発生する環境への負荷を少なくするように努めるとともに、廃棄物となった場合に適正な処理が図られるように必要な措置を講じること。

(2) 環境への負荷を少なくすることに有効な原材料、サービス、再生資源等を利用するように努めること。

3 事業者は、開発行為等の環境に影響を与える事業を実施する場合は、事業者自ら環境への影響に配慮し、市の環境基本計画との整合性を図らなければならない。

4 事業者は、前3項に定めるもののほか、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力するとともに、市民等が行う環境の保全と創造に関する活動の支援に努めなければならない。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、廃棄物が発生しないようにすること、廃棄物の適正な処理、資源及びエネルギーの有効利用並びに環境への負荷を少なくすることに役立つ製品等の利用に努めなければならない。

2 市民等は、野生動植物の生態系に配慮するとともに、自主的に木や草花を植える等、人と自然とが豊かに触れ合う環境づくりに努めなければならない。

3 市民等は、前2項に定めるもののほか、日常生活において、環境に与える影響を認識し、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策等

(基本的施策)

第7条 市は、次の環境の保全と創造に関し基本となる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 公害を防止し、大気、水、土壌等の環境を良好な状態に保持すること。

(2) 有害化学物質による汚染の防止に努め、市民の健康と安全を守ること。

(3) ペット及び移入動植物等の適正な管理に関すること。

(4) 野生生物の生息又は生育に配慮し、生物の多様性を維持するとともに、緑地、川、海等の自然環境の保全と創造に努め、特に漫湖、末吉公園等自然環境が豊

かな地域は、その区域を指定して保全すること。

- (5) 自然と調和した安らぎのある都市空間を形成するため、屋上の緑化の推進やビオトープ（野生生物の生息空間をいう。）の設置及び公園の整備等、緑のある場所を広げるとともに、緑と水辺のネットワーク化に努めること。
- (6) 雨水や地下水等の水資源の有効利用と節水に努めるとともに、水が地下に染み込みやすくなるような緑地の保全と施設整備に努めること。
- (7) 地域の特性を生かした良好な景観の形成及び歴史的文化遺産の保全に努めること。
- (8) 環境教育や学習に利用できる人と自然がふれあう施設の整備を図ること。
- (9) 廃棄物の発生が少なくなるようにすることと適正な処理及び廃棄物処理施設等の環境への負荷を少なくすることに役立つ施設の整備を推進すること。
- (10) 資源の循環、流通システム、企業の動向及び支援等を総合的に調査研究するとともに、市民生活との関係を検討して、ゼロエミッションの実現に向けて必要な措置を講じること。
- (11) 資源の有効利用に努めるとともに、環境への負荷を少なくすることに役立つ製品等の利用を促進すること。
- (12) 地元産業の生産活動を推奨し、地元産品の利用の促進を図ること。
- (13) エネルギーの有効利用に努めるとともに、太陽光発電及び風力発電等の自然エネルギーの利用の促進について必要な措置を講じること。
- (14) 環境への負荷を少なくする観点から、交通システムの改善及び都市計画を進めること。
- (15) これまでの伝統を尊重しながらも、生活様式を見直し、環境への負荷を少なくすることに役立つ社会制度や文化の創造に努めること。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関し必要な措置を講じること。

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全と創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民等の意見が反映されるように努めるとともに、那覇市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境報告書)

第9条 市長は、市の環境の状況及び環境の保全と創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を定期的に作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全と創造の手法

(規制等の措置)

第10条 市は、環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為を防止するために、必要な規制の措置を講じなければならない。

(誘導的措置)

第11条 市は、事業者及び市民等が良好な環境を保全し、又は創造するための行為を促進する必要があるときは、適正な補助金の支給その他の措置を講じるものとする。

2 市は、環境への負荷を少なくするために特に必要があるときは、事業者又は市民等に適正な費用等の負担を求める措置を講じることができる。

(財政上の措置)

第12条 市は、環境の保全と創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(事業者及び市民等の活動の促進)

第13条 市は、事業者及び市民等が自発的に行う環境の保全と創造に関する活動を促進するとともに、三者間の良好な協力関係を築くことに努めるものとする。

2 市は、環境の保全と創造に係る活動において著しい功績があった団体及び個人を表彰するものとする。

(環境教育及び学習の推進)

第14条 市は、事業者及び市民等が環境の保全と創造について理解を深め、適切な環境教育が受けられるように、学習の機会の提供、人材の育成、広報活動その他

必要な措置を講じなければならない。

(情報の収集及び提供)

第15条 市は、環境の保全と創造に関する情報の収集に努めるとともに、市民に情報を提供するものとする。

(検査体制の整備等)

第16条 市は、環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するために、状況を把握するための検査や測定を行い、特に必要がある場合は監視する等の体制の整備等を図るとともに、必要な調査及び研究に努めるものとする。

(国、地方公共団体等との連携協力)

第17条 市は、環境の保全と創造に関する施策を推進するに当たり、国、他の地方公共団体その他の関係団体との連携及び協力に努めるものとする。

第4章 地球環境の保全と創造

(地球環境の保全と創造の推進)

第18条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨の防止、海洋汚染防止、森林の保護、野生生物の種の保護等の地球環境の保全と創造に関する施策の積極的な推進に努めるものとする。

(国際交流及び国際協力の推進)

第19条 市は、地球環境の保全と創造に関する情報交換及び調査研究等の推進を図るため、国際交流及び国際協力に努めるものとする。

第5章 環境審議会

(設置)

第20条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、那覇市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(担当事務)

第21条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 廃棄物に関すること。
- (3) その他環境の保全と創造に関すること。

(委任)

第22条 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 雑則

第23条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。
- 2 那覇市公害防止条例（昭和62年那覇市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 5 章を次のように改める。

第 5 章 削除

第23条から第25条まで 削除

- 3 那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成 5 年那覇市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 6 条及び第 7 条を次のように改める。

第 6 条及び第 7 条 削除

那覇市条例第 5 号

平成16年 3 月29日

那覇市ぶんかテンプス館条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市ぶんかテンプス館条例

（設置）

第1条 沖縄の文化及び芸能の産業化並びに人材の育成を図り、もって市民文化の向上及び地域の活性化に資することを目的として、文化複合施設を設置する。

（名称及び位置）

第2条 文化複合施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
那覇市ぶんかテンプス館	那覇市牧志3丁目2番10号

（施設の構成）

第3条 那覇市ぶんかテンプス館（以下「テンプス館」という。）は、次の施設をもって構成する。

（1）観覧施設

多目的ホール

（2）使用施設

ア 会議室

イ ギャラリー

ウ 音楽スタジオ

エ レッスンルーム

オ 記録・保存室兼研修室

カ チーム未来の家

（3）入居用施設

ア SOHO室

イ 交流サロン

ウ FMサテライトスタジオ

エ 国際通り情報発信ステーション

（4）駐車場施設

ア 一般駐車場

イ 入居者用駐車場

（事業）

第4条 テンプス館は、次の事業を行う。

- (1) 沖縄に根ざす文化及び芸能活動の支援
 - (2) 起業活動の支援
 - (3) 地域情報の発信
 - (4) その他設置目的を達成するために必要な事業
- (利用時間及び休館日)

第5条 テンブス館の施設(入居用施設を除く。)の利用時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。

(入居用施設の利用期間)

第6条 テンブス館の入居用施設の利用期間は、次のとおりとする。

- (1) SOHO室及び交流サロンの利用期間は、利用許可を受けた日から3年を経過する日の属する月の末日までとする。
- (2) FMサテライトスタジオ及び国際通り情報発信ステーションの利用期間は、利用許可を受けた日から3年を経過する日の属する月の末日までとする。ただし、第17条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が特別の理由があると認めるときは、更新することができる。

(入居用施設を利用する者の選定)

第7条 テンブス館の入居用施設を利用する者の選定は、指定管理者が行う。ただし、市長が特に必要と認めるときは市長が行う。

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがある者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(利用許可)

第9条 第3条に規定する施設及びその附属設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

3 テンブス館の入居用施設の利用許可の基準は、規則で定める。

- 4 第1項の規定にかかわらず、多目的ホール（観覧料を徴収する場合に限る。）及び一般駐車場を利用する場合並びに指定管理者が自主事業として行う体験学習として利用する場合においては、利用券の交付により第1項の許可があったものとみなす。

（利用料金）

第10条 前条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表第2から別表第11までに定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。ただし、指定管理者が自主事業として行う体験学習の場合における利用料金については、1人1回につき2,100円以内で指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、利用許可を受けた際（入居用施設及び入居者用駐車場にあっては、指定管理者が定める日まで）に納付しなければならない。ただし、規則で定める事由に該当するときは、利用後に納付することができる。
- 4 既に納付した利用料金は、還付しないものとする。ただし、規則で定める事由に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第11条 指定管理者は、次の事由に該当するときは、前条の利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 本市が主催又は共催する行事に利用する場合
- (2) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合

（利用許可の制限）

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、テンプス館の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) テンプス館の施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。

(5) その他指定管理者が不相当と認めるとき。

2 テンブス館の入居者用駐車場を利用できる者は、テンブス館に入居した者とする。

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、テンブス館の施設等の利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第9条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) その他管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(施設等の変更禁止)

第14条 利用者は、テンブス館の施設等を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、テンブス館の施設等の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復しなければならない。

(指定管理者の指定)

第17条 市長は、次の要件を満たし、テンブス館の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を議会の議決を経て地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

- (1) テンブス館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容がテンブス館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿ったテンブス館の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の規定による指定は、テンブス館の管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。

3 前項の規定による申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、テンプス館の管理を行わなければならない。

(個人情報の取扱い)

第19条 指定管理者は、テンプス館を管理するに当たって知り得た個人情報（以下この条において「保有個人情報」という。）を取り扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止など保有個人情報の適切な管理のため、必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又はテンプス館の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第20条 指定管理者は、テンプス館の施設等の利用許可に関する業務その他テンプス館の管理のために必要な業務を行わなければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 第7条の規定による入居用施設を利用する者の選定及び第17条の規定による指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第 1 (第 5 条関係)

施設名	利用時間	休館日
多目的ホール	9:00~24:00	毎月の第 2 月曜日及び第 4 月曜日 (その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日)並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
会議室	9:00~22:00	
ギャラリー	10:00~22:00	
音楽スタジオ	10:00~24:00	
レッスンルーム	10:00~24:00	
記録・保存室兼研修室	9:00~22:00	
駐車場	8:00~24:00	

備考 指定管理者は、必要があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

別表第 2 (第 10 条関係)

多目的ホール観覧料

区 分		金額 (1 回につき)		
		大 人	中・高校生	小 人
常設芸能観覧料	個人	1,260円	1,050円	630円
	団体 (15人以上)	1,000円	840円	500円
特別企画観覧料		10,500円		

備考

- 1 この表は、指定管理者が自主事業を観覧させる場合に適用する。
- 2 小人とは、小学生以下の者をいう。

別表第3(第10条関係)

多目的ホール使用料

区 分			金 額						
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	深夜
			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00	22:00～ 24:00
入 場 料 に よ る 区 分	1,050円未満 （無料の場合 を含む。）	平日	円 6,300	円 13,000	円 15,800	円 18,400	円 27,300	円 31,800	円 9,400
		土・日 祝祭日	8,200	16,900	20,600	23,900	35,400	41,200	12,300
	1,050円以上 2,100円未満	平日	7,800	16,000	19,500	22,600	33,600	39,200	11,700
		土・日 祝祭日	10,000	20,500	25,000	29,000	43,000	50,100	15,000
	2,100円以上 3,150円未満	平日	10,900	20,700	26,100	30,800	44,900	52,300	15,600
		土・日 祝祭日	13,400	27,500	33,700	39,100	58,000	67,400	20,200
	3,150円以上	平日	11,400	23,500	28,700	33,300	49,400	57,500	17,200
		土・日 祝祭日	14,700	30,200	36,800	42,700	63,400	73,800	22,000

備考

- この表は、指定管理者が特別の理由があると認め、多目的ホールを貸ホールとして使用させる場合に適用する。
- 商業宣伝若しくは営利又はこれらに類する行為を目的として使用する場合は、入場料による区分3,150円以上の金額欄を適用する。
- 施設使用料には、ホワイエ、楽屋等の使用料を含む。
- 使用時間を超過して使用する場合は、次のとおりとする。
 - 12時から13時までは、午前使用料の1/3額
 - 17時から18時までは、午後使用料の1/4額
 - 22時から23時までは、深夜使用料の1/2額
- 冷房使用料は、1時間につき1,890円とする。

別表第 4 (第10条関係)

会議室利用料

区 分	金 額 (円)					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00
第 1 会議室	2, 730	3, 460	3, 460	4, 620	4, 620	7, 350
第 2 会議室						

備考

- 1 ギャラリーと合わせてギャラリーとして利用する場合の利用料は、別表第 5 を適用する。
- 2 指定管理者が特別の理由があると認めるときは、1 時間単位で利用させることができる。この場合には、次の利用料とする。
 - (1) 9 時から13時までは、1 時間につき午前利用料の1/3額
 - (2) 13時から18時までは、1 時間につき午後利用料の1/4額
 - (3) 18時から22時までは、1 時間につき夜間利用料の1/4額

別表第 5 (第10条関係)

ギャラリー利用料

区 分	金 額 (1日につき)	
	展示品の即売等 を行わない場合	展示品の即売等 を行う場合
ギャラリーのみを利用する場合	10, 500円	31, 500円
会議室 1 室を合わせて利用する場合	15, 700円	47, 100円
会議室 2 室を合わせて利用する場合	21, 000円	63, 000円

備考

- 1 入場料又は会費の徴収その他これらに類する行為がある場合は、展示品の即売等を行う場合の金額欄を適用する。
- 2 利用期間は、火曜日から翌週の日曜日までの 6 日間を単位とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、これを変更することができる。

別表第 6 (第10条関係)

スタジオ等利用料

区 分		金額 (1 時間につき)		
		10:00 ～18:00	18:00 ～22:00	22:00 ～24:00
音楽スタジオ 1	平 日	円 1,050	円 1,570	円 2,100
	土・日・祝祭日	2,100	2,360	2,620
音楽スタジオ 2	平 日	780	1,310	1,570
	土・日・祝祭日	1,570	1,830	2,100
レッスンルーム 1	平 日	1,050	1,310	1,830
	土・日	1,570	1,830	2,360
レッスンルーム 2	平 日	780	1,050	1,570
	土・日	1,310	1,570	2,100

備考

- 1 利用時間は、2 時間を単位とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、これを変更することができる。
- 2 音楽スタジオの利用料は、ドラムセット、アンプ、キーボード等の附属設備の利用料を含む。
- 3 レッスンルームは、原則として平日の10時から18時までは体験学習の場として利用する。ただし、体験学習の場として利用する場合以外の場合は、上記の利用料とする。

別表第7(第10条関係)

研修室利用料

区 分	金 額 (円)					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00
研修室	4,200	6,300	6,300	9,500	10,700	14,300

備考

- 1 この表は、記録・保存室兼研修室を研修室として利用する場合に適用する。
この場合における利用料は、附属設備の利用料を含む。
- 2 指定管理者が特別の理由があると認めるときは、1時間単位で利用させることができる。この場合には、次の利用料とする。
 - (1) 9時から13時までは、1時間につき午前利用料の1/3額
 - (2) 13時から18時までは、1時間につき午後利用料の1/4額
 - (3) 18時から22時までは、1時間につき夜間利用料の1/4額

別表第8(第10条関係)

チーム未来の家利用料

区 分	金 額 (円)					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00
和 室	2,730	3,460	3,460	4,620	4,620	7,350

備考

- 1 チーム未来（沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業の検討のため県内市町村に設置された組織をいう。）が利用するときの利用料は、無料とする。
- 2 指定管理者が特別の理由があると認めるときは、1時間単位で利用させることができる。この場合には、次の利用料とする。
 - (1) 9時から13時までは、1時間につき午前利用料の1/3額
 - (2) 13時から18時までは、1時間につき午後利用料の1/4額
 - (3) 18時から22時までは、1時間につき夜間利用料の1/4額

別表第 9 (第10条関係)

入居用施設利用料

区 分	金額 (月額 1 m ² につき)
SOHO室	1,470円
交流サロン	1,785円
FMサテライトスタジオ	3,045円
国際通り情報発信ステーション	2,100円

備考

- 1 利用料は、共益費を含む。
- 2 SOHOとは、情報通信技術を活用して事業活動を行っている従業員10名以下の規模の事業者のことをいう。

別表第10 (第10条関係)

駐車場施設利用料

区 分	単 位	金額
一般駐車場	基本利用料 1 時間まで	300円
	超過利用料 30分までごとにつき	100円
入居者用駐車場	月額 (1 台につき)	3,150円

備考

- 1 一般駐車場において駐車できる車両は、道路運送車両法施行規則 (昭和26年運輸省令第74号) 別表第 1 に規定する普通自動車 (長さが5メートル以下、高さが2メートル以下及び幅が1.85メートル以下のものに限る。)、小型自動車 (二輪自動車を除く。) 及び軽自動車 (二輪自動車を除く。) とする。
- 2 入居者用駐車場において駐車できる車両は、二輪自動車及び原動機付自転車とする。

別表第11 (第10条関係)

附属設備利用料

種 別	金額 (1 回 1 点につき)
舞台道具	7,350円
音響器具	8,400円
照明器具	2,100円
ピアノ	7,350円
その他	1,050円

那覇市条例第6号

平成16年3月29日

那覇市下水道事業基金条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市下水道事業基金条例

(設置)

第 1 条 下水道の維持管理に要する経費の財源に充てるため、那覇市下水道事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる金額は、毎会計年度の予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、下水道事業特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、下水道の維持管理に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

那覇市条例第 7 号

平成16年 3 月29日

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例（1951年那覇市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第 1 条関係）」に改め、同表(2)の項から(4)の項までの規定中「1 枚」を「1 通」に改める。

付 則

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

那覇市条例第 8 号

平成16年 3 月29日

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(那覇市識名霊園付属納骨堂条例の一部改正)

第1条 那覇市識名霊園付属納骨堂条例(1957年那覇市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「に100分の105を乗じて得た額」及び後段を削り、同項第1号中「3,100円」を「3,255円」に改め、同項第2号中「1万8,000円」を「1万8,900円」に改める。

(那覇市公設市場条例の一部改正)

第2条 那覇市公設市場条例(1963年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「に100分の105を乗じて得た額」を削る。

別表第2店舗の項中「7,500円」を「7,875円」に改め、同表倉庫の項中「3,000円」を「3,150円」に改め、同表冷蔵庫設置の項中「1,000円」を「1,050円」に改め、同表事務室の項及び冷蔵庫の項中「3,000円」を「3,150円」に改める。

(那覇市道路占用料徴収条例の一部改正)

第3条 那覇市道路占用料徴収条例(1966年那覇市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 前項に定める額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項及び政令第7条第1号に掲げる物件の項中「44円」を「46円」に改め、同表備考中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の前に次の1号を加える。

1 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるもののこの表の適用については、同表中「46円」とあるのは「44円」とする。

(那覇市下水道条例の一部改正)

第4条 那覇市下水道条例(1969年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第35条中「に100分の105を乗じて得た額」を削る。

(那覇市民会館条例の一部改正)

第 5 条 那覇市民会館条例（1970年那覇市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「に100分の105を乗じて得た額」を削る。

別表中「料金」を「使用料」に、

「 を

円	円	円	円	円	円
20,500	40,800	49,300	57,900	85,700	99,300
26,500	53,500	63,900	75,900	111,300	129,000
24,900	50,000	60,300	71,700	104,700	121,500
32,000	64,600	77,700	91,800	135,500	156,800
33,300	66,700	80,700	95,100	139,400	162,500
43,000	86,100	104,100	123,100	180,500	209,800
36,600	73,400	88,800	104,600	153,300	178,800
47,300	94,700	114,500	135,400	198,600	230,800
7,700	15,300	20,900	21,600	34,000	41,600
10,600	18,000	24,200	27,300	40,400	50,000
1,000	1,700	2,200	2,200	3,500	4,100
700	1,000	1,400	1,400	2,100	2,800

」

「 に、「7,000

円	円	円	円	円	円
21,525	42,840	51,765	60,795	89,985	104,265
27,825	56,175	67,095	79,695	116,865	135,450
26,145	52,500	63,315	75,285	109,935	127,575
33,600	67,830	81,585	96,390	142,275	164,640
34,965	70,035	84,735	99,855	146,370	170,625
45,150	90,405	109,305	129,255	189,525	220,290
38,430	77,070	93,240	109,830	160,965	187,740
49,665	99,435	120,225	142,170	208,530	242,340
8,085	16,065	21,945	22,680	35,700	43,680

11, 130	18, 900	25, 410	28, 665	42, 420	52, 500
1, 050	1, 785	2, 310	2, 310	3, 675	4, 305
735	1, 050	1, 470	1, 470	2, 205	2, 940

」

円」を「7,350円」に、「8,000円」を「8,400円」に、「2,000円」を「2,100円」に、「4,500円」を「4,725円」に、「11,000円」を「11,550円」に、「1,000円以内」を「1,050円以内」に、「3,150円」を「3,307円」に、「150円」を「157円」に、「300円」を「315円」に改める。

(那覇市民ギャラリー条例の一部改正)

第6条 那覇市民ギャラリー条例(昭和62年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「に100分の105を乗じて得た額」を削る。

別表区分の項中「料金」を「使用料」に改め、同表第一展示室の項中「6,900円」を「7,245円」に、「20,700円」を「21,735円」に改め、同表第二展示室の項中「16,900円」を「17,745円」に、「50,700円」を「53,235円」に改め、同表第三展示室の項中「4,900円」を「5,145円」に、「14,700円」を「15,435円」に改める。

(パレット市民劇場条例の一部改正)

第7条 パレット市民劇場条例(平成3年那覇市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「に100分の105を乗じて得た額」を削る。

別表中「料金」を「使用料」に、

「

を

円	円	円	円	円	円
6, 700	13, 800	16, 800	19, 500	28, 900	33, 700
8, 700	17, 900	21, 800	25, 300	37, 500	43, 700
8, 300	17, 000	20, 700	24, 000	35, 600	41, 500
10, 600	21, 700	26, 500	30, 700	45, 600	53, 100
11, 600	22, 000	27, 700	32, 600	47, 600	55, 400
14, 200	29, 200	35, 700	41, 400	61, 400	71, 400
12, 100	24, 900	30, 400	35, 300	52, 300	60, 900

15,600	32,000	39,000	45,200	67,100	78,100
--------	--------	--------	--------	--------	--------

「 に、「7,000

円	円	円	円	円	円
7,035	14,490	17,640	20,475	30,345	35,385
9,135	18,795	22,890	26,565	39,375	45,885
8,715	17,850	21,735	25,200	37,380	43,575
11,130	22,785	27,825	32,235	47,880	55,755
12,180	23,100	29,085	34,230	49,980	58,170
14,910	30,660	37,485	43,470	64,470	74,970
12,705	26,145	31,920	37,065	54,915	63,945
16,380	33,600	40,950	47,460	70,455	82,005

円」を「7,350円」に、「8,000円」を「8,400円」に、「2,000円」を「2,100円」に、「4,500円」を「4,725円」に、「1,000円以内」を「1,050円以内」に改める。

(那覇市波の上シャワー施設条例の一部改正)

第8条 那覇市波の上シャワー施設条例(平成3年那覇市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「に100分の105を乗じて得た額」及び後段を削り、同項第2号中「640円」を「672円」に改める。

(那覇市玉^{タマウドロ}陵^{リョウ}及び識名園条例の一部改正)

第9条 那覇市玉^{タマウドロ}陵^{リョウ}及び識名園条例(平成5年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「に103分の105を乗じて得た額」及び後段を削る。

(那覇市伝統工芸館条例の一部改正)

第10条 那覇市伝統工芸館条例(平成5年那覇市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「に103分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)」を削る。

別表第1中「300円」を「305円」に、「100円」を「101円」に、「270円」を「275円」に、「90円」を「91円」に、「2,000円」を「2,038円」に改める。

別表第2中「9,000円」を「9,174円」に、「27,000円」を「27,524円」に、「18,100

円」を「18,451円」に、「54,300円」を「55,354円」に、「27,100円」を「27,626円」に、「81,300円」を「82,878円」に、「5,000円」を「5,097円」に、「8,000円」を「8,155円」に、「11,000円」を「11,213円」に、「13,000円」を「13,252円」に、「17,000円」を「17,330円」に改める。

(那覇市立壺屋焼物博物館条例の一部改正)

第11条 那覇市立壺屋焼物博物館条例(平成9年那覇市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第10条第1項中「に100分の105を乗じて得た額」を削る。

別表第1中「料金」を「観覧料」に、「300円」を「315円」に、「200円」を「210円」に、「100円」を「105円」に、「240円」を「252円」に、「160円」を「168円」に、「80円」を「84円」に、「1,000円」を「1,050円」に改める。

別表第2中「料金」を「使用料」に、「4,500円」を「4,725円」に、「13,500円」を「14,175円」に改める。

(那覇市水道給水条例の一部改正)

第12条 那覇市水道給水条例(平成9年那覇市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「金額に100分の105を乗じて得た」を削り、同項の表13ミリメートルの項中「21,000円」を「22,050円」に改め、同表20ミリメートルの項中「56,000円」を「58,800円」に改め、同表25ミリメートルの項中「96,000円」を「100,800円」に改め、同表40ミリメートルの項中「327,000円」を「343,350円」に改め、同表50ミリメートルの項中「679,000円」を「712,950円」に改め、同表75ミリメートルの項中「1,633,000円」を「1,714,650円」に改め、同表100ミリメートルの項中「4,250,000円」を「4,462,500円」に改め、同表150ミリメートル以上の項中「8,142,000円」を「8,549,100円」に改める。

(那覇市立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第13条 那覇市立病院使用料及び手数料条例(平成14年那覇市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「に100分の105を乗じて得た額(同表の使用料のうち助産に係るものその他の消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものにあつては、同表により算定した額)」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第3条中「に100分の105を乗じて得た額」及び後段を削る。

第5条第1項中「管理者」を「病院事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

別表第1病室料の項中「6,500円」を「6,825円」に、「2,000円」を「2,100円」に、「8,000円」を「8,400円」に、「3,000円」を「3,150円」に改め、同表180日超入院加算料の項中「15パーセント」を「15.75パーセント」に改め、同表乳児入院料の項中「570円」を「598円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるもののこの表の適用については、同表中「6,825円」とあるのは「6,500円」と、「2,100円」とあるのは「2,000円」と、「8,400円」とあるのは「8,000円」と、「3,150円」とあるのは「3,000円」と、「15.75パーセント」とあるのは「15パーセント」とする。
- 2 「180日超入院加算料」とは、入院期間が180日を超えた日以後の入院のうち選定医療に係る入院の加算料をいう。

別表第2中「3,000円」を「3,150円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 消費税法第6条の規定により非課税とされるもののこの表の適用については、同表中「3,150円」とあるのは「3,000円」とする。

（那覇市IT創造館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第14条 那覇市IT創造館の設置及び管理に関する条例（平成15年那覇市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「料金により算定した額に100分の105を乗じて得た」を削る。

別表第1中核企業室の項中「1,800円」を「1,890円」に改め、同表OJT企業室の項中「1,360円」を「1,428円」に改め、同表インキュベート室の項中「1,050円」を「1,102円」に改める。

別表第2中「

8,000	13,500	11,500	19,400	22,500	28,000	4,000
9,200	15,300	13,000	22,900	27,000	31,900	4,500
10,000	15,000	14,600	22,500	26,600	33,600	5,000
12,500	18,700	15,900	28,000	31,000	40,000	5,500

」

を「 に改める。

8,400	14,175	12,075	20,370	23,625	29,400	4,200
9,660	16,065	13,650	24,045	28,350	33,495	4,725
10,500	15,750	15,330	23,625	27,930	35,280	5,250
13,125	19,635	16,695	29,400	32,550	42,000	5,775

」

別表第3中「5,000円」を「5,250円」に改める。

別表第4の1ラックの項中「35,000円」を「36,750円」に改め、同表2分の1ラックの項中「19,000円」を「19,950円」に改め、同表4分の1ラックの項中「10,000円」を「10,500円」に改め、同表1ユニットの項中「1,200円」を「1,260円」に改める。

別表第5中「4,000円」を「4,200円」に改める。

(那覇市体育施設条例の一部改正)

第15条 那覇市体育施設条例(平成15年那覇市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「料金により算定した額に100分の105を乗じて得た」及び後段を削る。

第8条第2項ただし書中「料金」を「使用料」に改める。

別表第1中「料金」を「使用料」に、

「 を「 に改め、

2,020	2,100	2,121	2,205
3,040	3,100	3,192	3,255
3,040	3,100	3,192	3,255
11,920	12,300	12,516	12,915
11,920	12,300	12,516	12,915
23,760	24,500	24,948	25,725
710	800	745	840
1,070	1,100	1,123	1,155
1,070	1,100	1,123	1,155
4,080	4,300	4,284	4,515

4,080	4,300
8,160	8,600

」

4,284	4,515
8,568	9,030

」

「(税込み)」を削り、

「

を「

に、

100	110	530	580
60	70	340	370
60	70	340	370
130	140	740	810
40	45	250	280
140	160	800	880
1,300	1,400	4,300	4,700
3,000			
1,000			
1,000			
360			
110			

」

105	115	556	609
63	73	357	388
63	73	357	388
136	147	777	850
42	47	262	294
147	168	840	924
1,365	1,470	4,515	4,935
3,150			
1,050			
1,050			
378			
115			

」

「

を

12,000	2,800	2,000	1,200
2,000	500	350	200

」

「

に、

12,600	2,940	2,100	1,260
2,100	525	367	210

」

「

を「

に改める。

100

105

100
500
200
100
200
200
200
200

」

105
525
210
105
210
210
210
210

」

別表第 2 中「料金」を「使用料」に、

「

140	270
280	

」を「

140	280
290	

」に、

140	270
280	

」

140	280
290	

」

「220」を「230」に改める。

別表第 3 中「料金」を「使用料」に、「195」を「200」に、「290」を「300」に、「385」を「400」に、「1,000円」を「1,050円」に改める。

(那覇新都心多目的広場条例の一部改正)

第16条 那覇新都心多目的広場条例（平成15年那覇市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「料金に100分の105を乗じて得た」及び後段を削る。

別表区分の項中「料金」を「使用料」に改め、同表青少年の団体の項中「480円」を「500円」に改め、同表一般の団体の項中「960円」を「1,000円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第 4 条による改正後の那覇市下水道条例第35条の規定は、平成16年4月分以後の月分として算定する下水道使用料から適用し、同年3月分以前の月分として算定する下水道使用料については、なお従前の例による。

那覇市条例第 9 号

平成16年 3 月29日

那覇市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公園条例の一部を改正する条例

那覇市公園条例（1970年那覇市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項中「別表第 1 に掲げる額」を「別表第 1 により算定した額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」に改める。

第11条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条中第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

第15条第 1 項中「、同表」を「同表」に改め、「額に100分の105を乗じて得た」を削り、同条第 2 項中「後段及び第 3 項から第 5 項まで」を「から第 4 項まで」に改める。

別表第 1 中「別表第 1」を「別表第 1（第11条関係）」に改め、同表行為をする場合の項中「26円」を「27円」に改め、同表公園を占用する場合の項中「723円」を「759円」に、「432円」を「453円」に、「1,015円」を「1,065円」に、「507円」を「532円」に、「119円」を「124円」に、「159円」を「166円」に、「442円」を「464円」に、「500円」を「525円」に、「885円」を「929円」に、「43円」を「45円」に、「88円」を「92円」に、「162円」を「170円」に改め、同表公園を管理する場合の項中「691円」を「725円」に改める。

別表第 2 中「別表第 2」を「別表第 2（第15条関係）」に改め、同表有料公園施設の名称の項中「料金」を「使用料」に改め、同表野外ステージの項中「5,600円」を「5,880円」に改め、同表庭球場の項中「1 日」を「1 時間」に、「4,730円」を「570円」に改め、同表漫湖公園古波蔵側多目的広場照明施設の項中「3,600円」を「3,300円」に改め、同項を同表漫湖公園古波蔵側多目的広場及び天久公園多目的広場の照明施設の項とする。

付 則

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

那覇市条例第10号

平成16年 3 月29日

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例（昭和47年那覇市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第23条第4項及び第5項を次のように改める。

- 4 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。
- (1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長又は消防署長が火災予防上必要と認める措置
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。）
- 5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長又は消防署長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

第23条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防長又は消防署長が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

第42条第1号及び第5号（同号ア、イ及びウを除く。）並びに第43条第1号及び第4号（同号アを除く。）中ただし書を削り、同条の次に次の1条を加える。

（基準の特例）

第43条の2 前2条の規定の全部又は一部は、消防長又は消防署長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支

障がないと認めるときには、適用しない。

第49条中「、第43条」を「から第43条の2まで」に改める。

別表第3中「別表第3」を「別表第3（第3条、第18条関係）」に改める。

別表第7中「別表第7」を「別表第7（第23条関係）」に改める。

別表第8中「別表第8」を「別表第8（第33条関係）」に改める。

付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

那覇市条例第11号

平成16年 3 月 29 日

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和47年那覇市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第24条中「10万円」を「20万円」に改める。

別表第 1 中「別表第 1」を「別表第 1（第 8 条の 2 関係）」に改める。

別表第 2 中「別表第 2」を「別表第 2（第 9 条関係）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第12号

平成16年3月29日

那覇市特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市特別職職員の給与に関する条例(昭和47年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

付則第5項中「平成17年3月31日」を「平成16年3月31日」に改める。

付則第6項中「平成17年3月31日」を「平成18年3月31日」に改め、「付則第5項」の次に「及び第6項」を加え、同項を付則第7項とし、付則第5項の次に次の1項を加える。

6 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間、第3条第1号中「110万3,000円」とあるのは「99万3,000円」とし、同条第2号中「90万6,000円」とあるのは「81万5,000円」とし、同条第3号中「79万5,000円」とあるのは「71万6,000円」とし、同条第4号中「79万5,000円」とあるのは「71万6,000円」とし、同条第5号中「85万円」とあるのは「76万5,000円」とし、同条第6号中「57万4,000円」とあるのは「51万7,000円」とする。

(那覇市特別職職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 那覇市特別職職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第70号)の一部を次のように改正する。

付則第3項中「平成13年3月31日」を「平成18年3月31日」に改め、「第3条の」の次に「規定の」を加え、「付則第4項」の次に「から第6項まで」を加える。

付則第4項を削る。

(那覇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 那覇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和47年那覇市条例第77号)の一部を次のように改正する。

付則第3項後段を削る。

付則第4項前段中「平成17年3月31日」を「平成16年3月31日」に改め、同項後段を削る。

付則に次の2項を加える。

5 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間、第3条中「79万5,000円」

とあるのは「71万6,000円」とする。

- 6 前3項の場合において、当該期間内に教育長が退職した場合の第6条の規定の適用については、同条中「退職時の給料月額」とあるのは「退職時の給料月額（付則第3項から第5項までの規定にかかわらず、第3条に規定する額とする。）」とする。

付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

那覇市条例第13号

平成16年3月29日

那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

那覇市職員退職手当支給条例（昭和47年那覇市条例第69号）の一部を次のように改正する。

付則に次の2項を加える。

- 20 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表第1の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
- 21 旧機関の職員が、第10条第5項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第63条第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

那覇市条例第14号

平成16年 3 月29日

那覇市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員定数条例の一部を改正する条例

那覇市職員定数条例（昭和47年那覇市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第 6 項、第172条第 3 項、第191条第 2 項及び第200条第 6 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条及び第31条第 3 項並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第12条第 2 項の規定に基づき、本市に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）の定数を定めるものとする。

第 2 条第 2 号中「1,706人」を「1,688人」に改め、同条第 3 号中「事務部局の」を削り、同条第 4 号中「事務部局」を「事務局」に改め、同条第 5 号を次のように改める。

（5） 教育委員会の事務局の職員 160人

第 2 条中第 9 号を第10号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、同条第 6 号中「257人」を「275人」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 5 号の次に次の 1 号を加える。

（6） 教育委員会の所管に属する教育機関の職員 450人

付 則

1 この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

2 那覇市職員退職手当基金条例（平成 7 年那覇市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 6 号」を「第 7 号」に改める。

那覇市条例第15号

平成16年 3 月29日

那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険条例（昭和47年那覇市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第6条中「2万円」を「2万5千円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市国民健康保険条例第6条の規定は、平成16年4月1日以後に死亡した者に係る葬祭費から適用する。

那覇市条例第16号

平成16年3月29日

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の給与に関する条例（昭和58年那覇市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号イ中「7,400円」を「1万6,000円」に改め、同項第2号中「5,900円」を「3,000円」に改める。

付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

那覇市条例第17号

平成16年3月29日

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第41条の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第41条の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第1条 次に掲げる条例の規定中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等
の労働関係に関する法律」に改める。

- (1) 那覇市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(1967年那覇市条例第19号)第17条
- (2) 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号)第9条第1項第3号
- (3) 那覇市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和58年那覇市条例第12号)第1条
- (4) 那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成14年那覇市条例第65号)第19条第2項第3号及び第21条

第2条 次に掲げる条例の規定中「地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)第3条第2項の職員」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員のうち地方公営企業に勤務するもの」に改める。

- (1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成3年那覇市条例第8号)第4条第1項
- (2) 那覇市公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年那覇市条例第33号)第4条

付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

那覇市条例第18号

平成16年 3 月 29 日

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 6 条及び第33条の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 6 条及び第33条の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(那覇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第 1 条 那覇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年那覇市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第17条第 2 項」を「第16条第 2 項」に改める。

(那覇市幼稚園教諭の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第 2 条 那覇市幼稚園教諭の給与等に関する特別措置条例（昭和52年那覇市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」を「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に、「第 8 条及び第11条」を「第 3 条及び第 6 条」に改める。

付 則

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

規 則

那覇市規則第 6 号

平成16年 3 月29日

那覇市環境審議会規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市環境審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市環境基本条例（平成16年那覇市条例第4号）第22条の規定に基づき、那覇市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、正委員18人以内で組織する。

2 正委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 市民
- （2） 学識経験者
- （3） 市民団体を代表する者
- （4） 事業者を代表する者
- （5） 本市を除く関係行政機関の職員

3 第1項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

（任期）

第3条 正委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 正委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、その者の担任する特定の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、正委員の互選でこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、正委員及び当該審議会の議事を担任する臨時委員の合計数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(部会)

第 6 条 特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、審議会の議を経て会長が指名する。

3 前 2 条、次条及び第 9 条の規定は、部会について準用する。

(資料の請求等)

第 7 条 審議会において、必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

1 この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

2 那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則（平成 5 年那覇市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第 3 条から第 7 条までを次のように改める。

第 3 条から第 7 条まで 削除

那覇市規則第 7 号

平成16年 3 月 29 日

那覇市ぶんかテンプス館条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市ぶんかテンプス館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市ぶんかテンプス館条例（平成16年那覇市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第3条第2号に規定する施設及びその附属設備の利用許可の申請は、利用開始日の6月前の日の属する月の初日（その日が休館日である場合は、その直後の休館日でない日）から受け付けるものとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入居用施設の利用許可の基準)

第3条 条例第9条第3項に規定する入居用施設の利用許可の基準は、次のとおりとする。

(1) SOHO室

ア SOHO事業を行う者であること。

イ 従業員3名以下であること。

(2) 交流サロン

ア 飲食店事業を行う者であること。

イ これまでに飲食店を経営又は所有したことがない者であること。

(3) FMサテライトスタジオ

本市においてコミュニティFM事業を行う者であること。

(4) 国際通り情報発信ステーション

ア 国際通り及びその周辺商店街の情報発信を行う者であること。

イ 国際通り及びその周辺商店街の活性化に資する団体であること。

(入居用施設利用者の公募及び決定)

第4条 指定管理者は、入居用施設の利用者については、公募した後に前条に規定する基準を考慮した上で決定するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による入居用施設の利用者の公募の時期及び方法その他必要な事項は、指定管理者が市長の承認を得て別に定める。

(利用料金の後納)

第5条 条例第10条第3項ただし書の規定により利用料金を後納とすることができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 附属設備を利用する場合
- (2) 一般駐車場を利用する場合
- (3) その他指定管理者が必要と認める場合

(利用料金の還付)

第6条 条例第10条第4項ただし書の規定により利用料金を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 天災その他不可抗力により施設及びその附属設備を利用できなくなった場合
利用できない期間に係る額
- (2) 会議室、音楽スタジオ、レッスンルーム、研修室及びチーム未来の家（和室に限る。）については、利用開始日前7日までに利用の取消しを申し出た場合
利用料の2分の1
- (3) ギャラリーについては、利用開始日前1月までに利用の取消しを申し出た場合
利用料の2分の1
- (4) 入居用施設については、利用中止日前3月までに利用の中止を申し出た場合
利用中止日の属する月の日割り計算により算定して得られる額
- (5) その他指定管理者が必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額

(利用料金の減額)

第7条 条例第11条の規定により指定管理者が利用料金を減額することができる額は、次のとおりとする。

- (1) 本市が主催又は共催する行事に利用する場合 利用料の2分の1の額（10円未満の端数は切り捨てる。）
- (2) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合 指定管理者が必要と認める額

(遵守事項)

第8条 利用者又は入館者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用許可された以外の施設等を利用しないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

- (3) 許可を受けないで物品を展示又は販売をしないこと。
- (4) 許可を受けないで壁面、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、指定管理者の指示すること。

(管理上の入室)

第9条 利用者は、管理のために立ち入る従事者の入室を拒んではならない。

(利用後の点検)

第10条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、従事者に報告し、その点検を受けなければならない。ただし、観覧者及び駐車場施設の利用者については、この限りでない。

(公告)

第11条 市長は、条例第17条第1項の規定によりテンプス館の管理を行わせるため、法人その他の団体（以下「法人等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ次の事項を公告する。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第17条第2項の規定による申請（以下「指定申請」という。）の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定申請)

第12条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第17条第3項に規定する規則で定める申請書は、那覇市ぶんかテンプス館指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。

3 条例第17条第3項に規定する事業計画書その他の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度のテンプス館の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (3) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照

表。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録のみとする。

- (4) 指定申請の日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
 - (5) 役員の名簿及び履歴書
 - (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (通知)

第13条 市長は、条例第17条第1項の規定により指定をするときは、指定する法人等に対し、那覇市ぶんかテンプス館指定管理者指定書（第2号様式）により通知する。

2 市長は、条例第17条第1項の規定による指定をしないときは、指定しない法人等に対し、那覇市ぶんかテンプス館指定管理者不指定通知書（第3号様式）により通知する。

(協定)

第14条 指定管理者は、市長とテンプス館の管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次の事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 条例第10条及び第11条の規定による利用料金に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (5) 管理の業務の報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (7) その他市長が必要と認める事項

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

第 1 号様式 (第12条関係)

那覇市ぶんかテンプス館指定管理者指定申請書

年 月 日

那 覇 市 長 様

申請者	所在地	
	名 称	
	代表者	印
連絡先	担当者	
	電話	

那覇市ぶんかテンプス館条例第17条第2項の規定により、那覇市ぶんか
テンプス館の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

第 2 号様式 (第13条関係)

那覇市ぶんかテンプス館指定管理者指定書	
那覇市指令 第 号	
所在地 名 称 代表者	
年 月 日付けの那覇市ぶんかテンプス館の指定管理者 の申請については、那覇市ぶんかテンプス館条例第17条第 1 項の規定により 指定します。	
年 月 日	
那覇市長 印	
指定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲については、那覇市ぶんかテンプス館条例第18条及び第20条に定めるもののほか、詳細については、協議の上、別に定めるものとする。

第3号様式（第13条関係）

那覇市ぶんかテンプス館指定管理者不指定通知書	
那覇市指令 第 号	
所在地 名 称 代表者	
年 月 日付けの那覇市ぶんかテンプス館の指定管理者 の申請については、次の理由により指定しませんので通知します。	
年 月 日	
那覇市長	印
理由	

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日
から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。

那覇市規則第 8 号

平成16年 3 月29日

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(那覇市公設市場条例施行規則の一部改正)

第 1 条 那覇市公設市場条例施行規則(1963年那覇市規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表店舗の項中「7,500」を「7,875」に、「7,200」を「7,560」に、「6,900」を「7,245」に、「5,400」を「5,670」に、「4,500」を「4,725」に、「4,200」を「4,410」に、「5,000」を「5,250」に、「4,600」を「4,830」に、「3,000」を「3,150」に、「720」を「756」に、「610」を「640」に、「680」を「714」に、「600」を「630」に、「520」を「546」に、「570」を「598」に、「540」を「567」に、「480」を「504」に、「690」を「724」に、「650」を「682」に、「930」を「976」に、「860」を「903」に、「830」を「871」に、「770」を「808」に改め、同表倉庫の項及び冷蔵庫設置場所の項中「400」を「420」に改め、同表事務室の項中「2,500」を「2,625」に、「1,800」を「1,890」に改め、同表冷蔵庫の項中「1,000」を「1,050」に改める。

第 2 号様式中「

料金の合計	使用料
円	円

」を「

使用料の合計
円

」に改める。

料金の合計	使用料
円	円

使用料の合計
円

(那覇市識名霊園付属納骨堂条例施行規則の一部改正)

第 2 条 那覇市識名霊園付属納骨堂条例施行規則(1957年那覇市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号ア中「3,100円」を「3,255円」に、「2,800円」を「2,940円」に改め、同号イ中「2,600円」を「2,730円」に、「2,300円」を「2,415円」に改め、同条第 2 号中「1 万8,000円」を「1 万8,900円」に、「1 万7,000円」を「1 万7,850円」に、「1 万6,000円」を「1 万6,800円」に改める。

(那覇市民会館条例施行規則の一部改正)

第 3 条 那覇市民会館条例施行規則(1970年那覇市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第10条（見出しを含む。）中「料金」を「使用料」に改める。

別表第1中「料金」を「使用料」に改め、同表舞台道具の項中「500円」を「525円」に、「170円」を「178円」に、「30円」を「31円」に、「1,000円」を「1,050円」に、「4,800円」を「5,040円」に、「1,200円」を「1,260円」に、「1,300円」を「1,365円」に、「2,200円」を「2,310円」に、「200円」を「210円」に、「700円」を「735円」に、「230円」を「241円」に、「110円」を「115円」に、「560円」を「588円」に、「600円」を「630円」に、「300円」を「315円」に、「40円」を「42円」に、「100円」を「105円」に、「50円」を「52円」に、「1,720円」を「1,806円」に、「930円」を「976円」に、「3,720円」を「3,906円」に、「4,700円」を「4,935円」に、「1,500円」を「1,575円」に、「7,000円」を「7,350円」に改め、同表音響器具の項中「3,000円」を「3,150円」に、「500円」を「525円」に、「700円」を「735円」に、「1,100円」を「1,155円」に、「2,050円」を「2,152円」に、「1,500円」を「1,575円」に、「1,600円」を「1,680円」に、「100円」を「105円」に、「1,000円」を「1,050円」に、「8,000円」を「8,400円」に、「2,500円」を「2,625円」に改め、同表照明器具の項中「2,000円」を「2,100円」に、「800円」を「840円」に、「1,000円」を「1,050円」に、「1,300円」を「1,365円」に、「200円」を「210円」に改め、同表映写機の項中「4,450円」を「4,672円」に、「3,340円」を「3,507円」に改め、同表ピアノその他の項中「10,500円」を「11,025円」に、「5,000円」を「5,250円」に、「7,000円」を「7,350円」に、「4,000円」を「4,200円」に、「3,500円」を「3,675円」に、「200円」を「210円」に、「30円」を「31円」に、「1,000円」を「1,050円」に、「100円」を「105円」に改める。

別表第2中「料金」を「使用料」に改め、同表大ホール舞台照明セットの項中「6,700」を「7,035」に、「13,600」を「14,280」に改め、同表中ホール舞台照明セットの項中「3,100」を「3,255」に、「5,000」を「5,250」に改める。

第2号様式中「 」を「 」に、

料金	使用料
----	-----

「 」を「 」に、「附属設

料金の合計額	円
使用料	円

使用料の合計額	円
---------	---

備料金」を「附属設備使用料」に、「料金を」を「使用料を」に改める。

第4号様式中「料金」を「使用料」に、

「料金の合計額 円」を「使用料の合計額 円」に、「附属設

料金の合計額	円
使用料	円

使用料の合計額	円
---------	---

備料金」を「附属設備使用料」に、「料金を」を「使用料を」に改める。

(那覇市予防接種実費徴収規則の一部改正)

第4条 那覇市予防接種実費徴収規則(昭和49年那覇市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(消費税を含む。)」を削る。

(パレット市民劇場条例施行規則の一部改正)

第5条 パレット市民劇場条例施行規則(平成3年那覇市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第9条(見出しを含む。)中「料金」を「使用料」に改める。

別表第1中「料金」を「使用料」に改め、同表舞台設備の項中「4,500」を「4,725」に、「1,000」を「1,050」に、「200」を「210」に、「50」を「52」に、「100」を「105」に、「600」を「630」に、「300」を「315」に、「500」を「525」に、「2,000」を「2,100」に、「1,200」を「1,260」に、「3,000」を「3,150」に改め、同表楽器の項中「7,000」を「7,350」に、「1,000」を「1,050」に改め、同表音響設備の項中「2,000」を「2,100」に、「700」を「735」に、「600」を「630」に、「1,000」を「1,050」に、「1,500」を「1,575」に、「500」を「525」に、「800」を「840」に、「100」を「105」に、同表照明設備の項中「2,000」を「2,100」に、「1,500」を「1,575」に、「1,000」を「1,050」に、「500」を「525」に、「300」を「315」に、「200」を「210」に、「400」を「420」に、「700」を「735」に、「100」を「105」に、「50」を「52」に、「10,000」を「10,500」に、「5,000」を「5,250」に改め、同表その他の項中「4,500」を「4,725」に、「1,500」を「1,575」に、「1,000」を「1,050」に、「200」を「210」に改める。

別表第2中「料金」を「使用料」に改め、同表Aセットの項中「10,000円」を

「10,500円」に改め、同表Bセットの項中「5,000円」を「5,250円」に改める。

第2号様式中「料金」を「使用料」に改め、「4,500」、「1,000」、「2

料金	使用料
----	-----

」

00」、「50」、「100」、「600」、「300」、「500」、「2,000」、「1,200」、「3,000」、「7,000」、「700」、「1,500」、「800」、「400」、「10,000」及び「5,000」を削り、

「料金」を「使用料」に、「附属設

料金の合計額	円
使用料	円

使用料の合計額	円
---------	---

」

備料金」を「附属設備使用料」に、「料金を」を「使用料を」に改める。

第4号様式中「料金」を「使用料」に改め、「4,500」、「1,000」、「2

料金	使用料
----	-----

」

00」、「50」、「100」、「600」、「300」、「500」、「2,000」、「1,200」、「3,000」、「7,000」、「700」、「1,500」、「800」、「400」、「10,000」及び「5,000」を削り、

「料金」を「使用料」に、「附属設

料金の合計額	円
使用料	円

使用料の合計額	円
---------	---

」

備料金」を「附属設備使用料」に、「料金を」を「使用料を」に改める。

(那覇市営住宅条例施行規則の一部改正)

第6条 那覇市営住宅条例施行規則(平成10年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第38条中「に100分の105を乗じて得た額」及び後段を削る。

別表第4市営住宅名称の項中「料金」を「使用料」に改め、同表那覇市壺川東市営住宅の項中「10,000円」を「10,500円」に、「5,300円」を「5,500円」に改め、同表那覇市石嶺第二市営住宅の項及び那覇市石嶺市営住宅の項中「3,200円」を「3,300円」に改め、同表那覇市安謝市営住宅の項中「7,000円」を「7,300円」に改め、同表那覇市末吉市営住宅の項中「5,800円」を「6,000円」に改め、同表

那覇市新都心銘苅市営住宅の項中「5,700円」を「5,900円」に改める。

付 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

那覇市規則第 9 号

平成16年 3 月 29 日

那覇市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公園条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市公園条例施行規則（1970年那覇市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「料金」を「使用料」に改め、同条中「、別表第2」の次に「から別表第4まで」を加える。

第15条第1項中「第11条第4項」を「第11条第3項」に改める。

第16条中「第11条第5項」を「第11条第4項」に改める。

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第11条関係）」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 使用時間のすべてを含む時間帯の区分が2つ以上あるときは、最も安い使用料の区分を適用する。
- 2 この表にかかわらず、野球、ソフトボール、サッカー等の目的で使用する場合については、1面1時間当たり1,360円とする。この場合において、漫湖公園古波蔵側多目的広場及び天久公園多目的広場については、全体の2分の1を1面とみなす。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第12条関係）

野外ステージ使用料

区分	9時～ 13時	13時～ 17時	17時～ 21時	9時～ 17時	13時～ 21時	9時～ 21時
入場料を徴収する場合	円 1,890	円 2,520	円 3,880	円 4,410	円 5,040	円 5,880
入場料を徴収しない場合	940	1,260	1,890	2,520	2,520	2,940

備考

- 1 使用時間のすべてを含む時間帯の区分が2つ以上あるときは、最も安い使用料の区分を適用する。

- 2 入場料を徴収しない場合においても、会員券その他これに類するものを発行して一般の入場を制限するときは、入場料を徴収する場合とみなす。

別表第 2 の次に次の 2 表を加える。

別表第 3 (第 12 条関係)

庭球場使用料

区 分	1 コート 1 時間につき	
	コート使用料	照明設備使用料
一般・大学生	290円	280円
小・中・高校生	140円	

備考

- 1 コートの使用時間は、7時から21時までとする。
2 照明設備の時間は、17時から21時までの間で市長が定める。

別表第 4 (第 12 条関係)

多目的広場の照明施設使用料

区 分	1 時間につき	
	両面を点灯する場合	片面を点灯する場合
漫湖公園古波蔵側多目的 広場	3,300円	1,800円
天久公園多目的広場	2,000円	1,000円

備考 照明設備の時間は、17時から21時までの間で市長が定める。

第 1 号様式中「第 1 号様式」を「第 1 号様式 (第 4 条関係)」に改める。

第 2 号様式中「第 2 号様式」を「第 2 号様式 (第 5 条関係)」に改める。

第 3 号様式中「第 3 号様式」を「第 3 号様式 (第 5 条関係)」に改める。

第 3 号様式の 2 中「第 3 号様式の 2」を「第 3 号様式の 2 (第 6 条関係)」に改める。

第 4 号様式中「第 4 号様式」を「第 4 号様式 (第 7 条関係)」に改める。

第 5 号様式中「第 5 号様式」を「第 5 号様式 (第 8 条関係)」に改める。

第 6 号様式中「第 6 号様式」を「第 6 号様式 (第 9 条関係)」に改める。

第 7 号様式中「第 7 号様式」を「第 7 号様式 (第 10 条関係)」に改める。

第 8 号様式中「第 8 号様式」を「第 8 号様式 (第 15 条関係)」に改める。

第 9 号様式中「第 9 号様式」を「第 9 号様式 (第 15 条関係)」に改める。

第 10 号様式中「第 10 号様式」を「第 10 号様式 (第 17 条関係)」に改める。

付 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市規則第10号

平成16年3月29日

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号及び第3項第1号中「地方公営企業労働関係法適用職員等」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等」に改める。

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

那覇市規則第11号

平成16年3月29日

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則（昭和58年那覇市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第6号中「第20条の5第1項」を「第26条第1項」に改める。

第55条第1項第6号中「第5条の2第1項」を「第5条の3第1項」に改め、同条第2項第2号イを次のように改める。

イ 企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員のうち地方公営企業に勤務するものをいう。以下同じ。)

第55条の2中「次長」を「副部長」に改める。

第56条第2項第3号ア中「国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」を「公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」に改める。

第57条の9第1項第4号中「第5条の2第2項」を「第5条の3第2項」に改める。

付則第7項中「平成17年3月31日」を「平成16年3月31日」に改める。

付則第8項中「前項」を「前2項」に改め、同項を付則第9項とし、付則第7項の次に次の1項を加える。

8 第10条第1項に規定する職にある職員に対し支給する管理職手当の月額適用については、同項の規定にかかわらず、平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間、同項の規定により算定した額から当該額の25パーセントに相当する額を減じた額とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第9条第6号、第55条第2項第2号イ及び第56条第2項第3号アの改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

那覇市規則第12号

平成16年 3 月 29 日

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 6 条の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 6 条の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(那覇市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第 1 条 那覇市職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年那覇市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「第20条の 3 第 1 項」を「第24条第 1 項」に改める。

(那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第 2 条 那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和58年那覇市規則第 7 号）の一部を次のように改める。

第36条第 6 号中「第20条の 5 第 1 項」を「第26条第 1 項」に改める。

付 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

那覇市規則第13号

平成16年 3 月29日

那覇市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市公害防止条例施行規則（昭和62年那覇市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第8条から第12条までを削り、第13条を第8条とし、第14条を第9条とする。

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第3条関係）」に、「30重量トン」を「294キロニュートン」に、「昭和47年」を「昭和51年」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2（第4条関係）」に改め、同表1騒音に係る規制基準の表中「第1種住居専用地域」を「第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域」に、「ホン」を「デシベル」に、「第2種住居専用地域」を「第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第2種住居地域、準住居地域」に、「住居地域」を「第1種住居地域」に、「（昭和26年法律第207号）第5条第44号」を「（平成4年法律第51号）別表第2」に、「騒音の大きさ」を「音圧レベル」に改め、同表4排水に係る規制基準(1)環境項目に係るものの表備考3中「排出基準を定める総理府令」を「排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）」に、「環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法」を「環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」に改め、「第12号」を削る。

別表第3中「別表第3」を「別表第3（第5条関係）」に改める。

別表第4中「別表第4」を「別表第4（第6条関係）」に改める。

別表第5中「別表第5」を「別表第5（第7条関係）」に、「第1種住居専用地域」を「第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域」に、「ホン」を「デシベル」に、「第2種住居専用地域」を「第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第2種住居地域、準住居地域」に、「住居地域」を「第1種住居地域」に改める。

第1号様式中「第1号様式」を「第1号様式（第9条関係）」に改める。

第2号様式中「第2号様式」を「第2号様式（第9条関係）」に改める。

第3号様式中「第3号様式」を「第3号様式（第9条関係）」に改める。

第4号様式中「第4号様式」を「第4号様式（第9条関係）」に改める。

第5号様式中「第5号様式」を「第5号様式（第9条関係）」に改める。

第 6 号様式中「第 6 号様式」を「第 6 号様式 (第 9 条関係)」に改める。

第 7 号様式中「第 7 号様式」を「第 7 号様式 (第 9 条関係)」に改める。

第 8 号様式中「第 8 号様式」を「第 8 号様式 (第 9 条関係)」に改める。

付 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

那覇市規則第14号

平成16年3月29日

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成14年那覇市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「第4号」を「第3号」に改め、同条第2号中「第16条第2項第5号」を「第16条第2項第4号」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第15号

平成16年3月29日

那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険条例施行規則（平成14年那覇市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第2条の規定による各委員の2分の1」を「第2条各号ごとに1人以上の委員を含む委員総定数の半数」に改める。

別表中「別表」を「別表（第21条関係）」に改める。

第16号様式中「申 請 者
(葬祭を行った人)」を「申 請 者
(葬祭を行う者)」に、「申請者（葬

祭を行った人）」を「申請者」に、「2万円」を「 円」に改める。

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。